



平成 24 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社東理ホールディングス
コード番号 (5856) 上場取引所 東
代表者名 代表取締役社長 永井 鑑
問合せ先 代表取締役副社長 忍田 登南
T E L (03) 3548-1014

社内調査委員会調査報告書についての検討結果等に関するお知らせ

平成 24 年 5 月 21 日付け「社内調査委員会の調査報告書受領についてのお知らせ」にて受領をお知らせしました、社内調査委員会調査報告書についての当社の検討結果、平成 23 年 11 月 30 日付け「旧代表取締役に対する損害賠償請求等の検討に関するお知らせ」にてお知らせしました、損害賠償請求等の対応についての検討結果について、当社の現時点での見解についてお知らせいたします。

記

I. 社内調査委員会調査報告書についての検討結果等

1. 社内調査委員会設置の経緯等

平成 24 年 2 月 1 日付け「不適切な会計処理の可能性についての社内調査委員会の設置に関するお知らせ」及び平成 24 年 3 月 9 日付け「社内調査委員会の委員決定に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社の調査において、過去の貸付金等の会計処理等について、一部不適切な可能性があることが判明いたしました。つきましては、これら不適切な可能性がある取引に関しまして、会計処理の適切性を含め、社内調査委員会（以下「本委員会」といいます。）にて調査をすべきであると判断いたしました。また、調査においては特に公正性及び透明性を確保すべきとの観点から、当社と利害関係のない外部の独立した公認会計士を含めた調査委員会を設置し、以下の調査事項について検証することといたしました。

2. 調査事項等

(1) 調査事項

- ①当社の取締役経験者であります今井輝彦氏への貸付の各期（平成 19 年 9 月期から平成 22 年 3 月期）における資産性の評価及び会計処理（貸倒引当金計上時期等）の妥当性について。
 - ・平成 19 年 10 月から平成 21 年 2 月の間に貸付けた、合計 930 百万円について。
 - ・平成 19 年 11 月に（株）アレスサポートを経由して貸付けた、156 百万円について。
 - ・平成 19 年 7 月から平成 20 年 1 月の間、（株）メイクイースト及び（株）オデッセイを経由して貸付けた（株）エス・サイエンス株式 4,700 万株について。
- ②平成 19 年 9 月から平成 20 年 9 月の間、國分建一氏に貸付けた、合計 155 百万円の各期（平成 19 年 9 月期から平成 21 年 3 月期）における資産性の評価及び会計処理（貸倒引当金計上時期等）の妥当性について。
- ③平成 19 年 5 月に（株）エデュケーションコンサルタント経由でコアグリット投資事業組合に支払った増資費用の前渡金 300 百万円の各期（平成 19 年 9 月期から平成 20 年 3 月期）における資産性の評価及び会計処理（貸倒引当金計上時期等）の妥当性について。
- ④上記貸付等に関するコンプライアンス及びガバナンス上の問題点について。

⑤再発防止のためのコーポレート・ガバナンス体制の確認。

(2) 調査体制

本委員会の委員の構成は次のとおりである。

委員長	高橋 史記	当社常勤監査役 弁護士
委員	永野 義一	当社非常勤監査役 弁護士
委員	遠藤 了	公認会計士
委員	磯田 太郎	公認会計士

また、本委員会では、委員会の活動を補助するために、太陽 ASG 有限責任監査法人泉淳一、岩崎剛を含め、補助者 10 名からなる調査委員会事務局を置いた。

なお、当委員会の運営は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠しており、遠藤了委員及び磯田太郎委員は、当社との間に何らの利害関係も有していない。

(3) 調査期間

本調査は平成 24 年 3 月 12 日から 5 月 18 日までの間に、各委員並びに補助者は以下の手続を行い、7 回の委員会を開催し、調査結果の検討及び報告書の取り纏めを行った。

(4) 調査手法等

本調査手法の概要は以下のとおりである。

①資料関係

本調査における主たる資料は

- * 各種財務関係資料（会計帳簿、契約書、開示資料等）
- * 関係各稟議書
- * 関係各規程類
- * 取締役会・監査役会等の関係会議の議事録・関係資料・メモ類
- * 関係者間の電子データ
- * 公的機関への陳述書

である。

②ヒアリング関係

本調査における関係者へのヒアリングは、委員長高橋史記弁護士及び補助者である公認会計士で行ったが、同ヒアリングの実施状況は以下のとおりである（敬称略。なお、以下においては、同ヒアリングのことを単に「ヒアリング」といい、その際、対象者が述べたことを「供述」などという）。

- * 福村 康廣（代表取締役：平成 16 年 10 月～平成 22 年 2 月）
- * 今井 輝彦（取締役：平成 19 年 3 月～平成 19 年 11 月）
- * 永井 鑑（取締役：平成 19 年 3 月～、代表取締役：平成 22 年 2 月～）
- * 忍田 登南（取締役：平成 17 年 9 月～、代表取締役：平成 22 年 2 月～）
- * 鳥居 晃（監査役：平成 20 年 6 月～）
- * 松村 賢吾
- * 國分 建一
- * (株)メイクイースト社代表取締役
- * 会計監査人（KDA 監査法人）
- * 調査対象年度の会計監査人（アスカ監査法人）

3. 取引等の概要

各取引等の概要につきましては以下のとおりであります。各取引の詳細につきましては、調査報告書を参照ください。

(1) 今井輝彦氏に対する貸株及び貸付金取引

今井氏に対する貸付取引について、契約上の名義とは異なるものの、実質的に今井氏との契約であることが判明しているものを含めて、当社の帳簿上の記録を時系列に並べると以下のとおりとなっております。

	貸借	日付	名義	種類	株数	金額
①	貸付	平成 19 年 1 月 26 日	本人	エス・サイエンス株式	10 百万株	
②	返済	平成 19 年 3 月 28 日		エス・サイエンス株式	△10 百万株	
③	貸付	平成 19 年 7 月 19 日	ME 社	エス・サイエンス株式	15 百万株	
④	貸付	平成 19 年 10 月 31 日	本人	金銭消費貸借		312 百万円
⑤	返済	平成 19 年 11 月 22 日		金銭消費貸借		△312 百万円
⑥	貸付	平成 19 年 11 月 22 日	AS 社	金銭消費貸借		156 百万円
⑦	貸付	平成 19 年 11 月 28 日	ME 社	エス・サイエンス株式	10 百万株	
⑧	貸付	平成 20 年 1 月 7 日	OD 社	エス・サイエンス株式	10 百万株	
⑨	貸付	平成 20 年 1 月 24 日	OD 社	エス・サイエンス株式	12 百万株	
	返済	平成 19 年 12 月～ 平成 20 年 3 月				△4 百万円
		平成 20 年 3 月末			47 百万株	152 百万円
⑩	貸付	平成 20 年 7 月 30 日	本人	金銭消費貸借		100 百万円
⑪	返済	平成 20 年 8 月 7 日		エス・サイエンス株式	△10 百万株	
⑫	貸付	平成 20 年 12 月 15 日	本人	金銭消費貸借		248 百万円
⑬	貸付	平成 20 年 12 月 18 日	本人	金銭消費貸借		108 百万円
⑭	貸付	平成 21 年 2 月 4 日	本人	金銭消費貸借		162 百万円
	返済	平成 20 年 4 月～ 平成 21 年 3 月				△33 百万円
		平成 21 年 3 月末			37 百万株	737 百万円
	返済	平成 21 年 4 月～ 平成 22 年 3 月				△49 百万円
		平成 22 年 3 月末			37 百万株	688 百万円

また、調査手続の結果、以下の EC 社に対する貸株契約は、実質的に今井氏に対する貸株であることが判明いたしました。

	貸借	日付	名義	種類	株数	金額
⑮	貸付	平成 19 年 3 月 28 日	EC 社	エス・サイエンス株式	10 百万株	
⑯	貸付	平成 19 年 3 月 28 日	EC 社	当社株式	5 百万株	

この他、上記⑫～⑭に関連して、平成 23 年 2 月 22 日に提出しました第 5 期（平成 22 年 3 月期）訂正報告書において、これらの貸付金のうち 270 百万円については、当社の関連当事者である EC 社に対する貸付金である旨を開示しております。

これらの貸付取引に関して、当時の意思決定手続の状況と当時の決裁基準に基づく決裁権者は以下のとおりでありました。

	契約日	契約の種類	稟議書	取締役会決議	決裁権者	備考
①	平成 19 年 1 月 26 日	株券消費貸借	×	○	代表取締役	
⑮	平成 19 年 3 月 28 日	株券消費貸借	×	○	代表取締役	※1
⑯	平成 19 年 3 月 28 日	株券消費貸借	×	○	代表取締役	※1
③	平成 19 年 7 月 19 日	株券消費貸借	×	×	代表取締役	※1

④	平成 19 年 10 月 31 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	※2
⑥	平成 19 年 11 月 22 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	※1
⑦	平成 19 年 11 月 28 日	株券消費貸借	×	○	取締役会	※1, 3
⑧	平成 20 年 1 月 7 日	株券消費貸借	○	×	代表取締役	※4
⑨	平成 20 年 1 月 24 日	株券消費貸借	×	×	代表取締役	※4
⑩	平成 20 年 7 月 30 日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	※4
⑫	平成 20 年 12 月 15 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	
⑬	平成 20 年 12 月 18 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	
⑭	平成 21 年 2 月 4 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	

※1：契約当時、実質的な契約当事者である今井氏は取締役であったため、実質的に今井氏との契約であることを認識していた場合には、自己取引として取締役会での決議が必要となる。

※2：契約当時、契約当事者である今井氏は取締役であったため、自己取引として取締役会で決議されている。

※3：契約当時、実質的な契約当事者である今井氏・永井氏・忍田氏は取締役であったため、実質的に今井氏との契約であることを認識していた場合には、自己取引として取締役会での決議が必要となるが、自己取引であることを示さずに決議し、議決権も行使している。

※4：単発契約で 1 億円以上の契約であるため、事後的に取締役会での報告が必要となるが、報告がされていない。

(2) 國分建一氏に対する貸付金取引

國分氏に対する貸付取引について、当社の帳簿上の記録を時系列に並べると以下のとおりとなっています。

	貸借	日付	金額
①	貸付	平成 19 年 9 月 28 日	20 百万円
②	貸付	平成 19 年 11 月 9 日	15 百万円
③	貸付	平成 19 年 12 月 20 日	8 百万円
④	返済	平成 20 年 1 月 10 日	△6 百万円
⑤	返済	平成 20 年 3 月 26 日	△2 百万円
⑥	貸付	平成 20 年 3 月 26 日	62 百万円
		平成 20 年 3 月末	97 百万円
⑦	貸付	平成 20 年 9 月 17 日	50 百万円
⑧	返済	平成 20 年 9 月 29 日	△0.85 百万円
⑨	返済	平成 20 年 12 月 5 日	△0.5 百万円
⑩	返済	平成 20 年 12 月 25 日	△0.3 百万円
		平成 21 年 3 月末	145.35 百万円

上記の契約についての書類等の整備状況は以下のとおりであります。

	契約日	契約の種類	稟議書	取締役会決議	決裁権者	備考
①	平成 19 年 9 月 28 日	金銭消費貸借	×	×	代表取締役	※1、2
②	平成 19 年 11 月 9 日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	※2
③	平成 19 年 12 月 20 日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	
⑥	平成 20 年 3 月 26 日	金銭消費貸借	×	×	代表取締役	※2
⑦	平成 20 年 9 月 17 日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	※3

※1：平成 19 年 9 月 28 日付で取得した金銭消費貸借契約公正証書の対象である。

※2：平成 20 年 4 月 17 日付で取得した債務弁済契約公正証書の対象である。

※3：平成 20 年 9 月 17 日付で取得した債務弁済契約公正証書の対象である。

(3) コアグリッド投資事業組合への増資費用の払込

平成 19 年 4 月 27 日、当社は新規事業進出に際して必要となる資金として 200 億円調達することを企図し、当該資金調達にかかるアドバイザー契約を EC 社と締結しました。また、この後、平成 19 年 5 月 24 日に、EC 社がコアグリッド投資事業組合（以下、コアグリッド組合）との間で、当社の資金調達に関するアレンジメント等についての業務委託契約を締結しました。

これらの契約にかかる対価は、平成 19 年 5 月 24 日に当社から EC 社を経由して、コアグリッド組合に 3 億円が支払っており、当社及び EC 社において前渡金が計上されています。

また、この際、EC 社とコアグリッド組合との間で、平成 19 年 7 月 31 日までに所要の資金調達がかなわなかった場合にはアドバイザー費用 3 億円を EC 社に返還する旨の確約書を同日付で取り交わしており、個人 4 名（西田晴夫氏、西角博氏、川口武美氏、高橋健治氏）が連帯保証を行うとする確約書に対する同意書が EC 社に提出されています。

当該契約を締結するに当たっては、連帯保証人全員との面談を実施しており、また、先方の事務所にも訪問しているとのことであり、相手方の資力を調査した上での与信の評価ではないものの、相手方の肩書きや事務所の有無など、信頼性については検討しました。

このような状況の中で資金調達が実現しないままに平成 19 年 7 月 31 日を迎えたが、前渡金の返還はされませんでした。しかし、前述のとおり、前渡金の回収可能性について、連帯保証人が 4 名存在していたことに加え、連帯保証人がそれぞれに、信頼性があると判断していたことから、直近決算日である平成 19 年 9 月期時点では貸倒引当金の計上はしていません。

しかしながら、平成 19 年 8 月以降、連帯保証人 4 名に対して支払を求める通知書を送付する等回収努力をしたものの状況が進展しないことから、平成 20 年 2 月 26 日に EC 社はコアグリッド組合及び連帯保証人 4 名に対し訴訟を提起しました。

そして、平成 20 年 3 月期決算において、前渡金 3 億円に対して貸倒引当金を計上しています。

4. 資産性及び評価の妥当性と財務諸表等への影響

調査報告書を踏まえ、資産性及び評価の妥当性については、以下のように認識いたします。

(1) 今井輝彦氏に対する貸株及び貸付金取引

今井氏に対する貸付の会計処理につきましては、当社は主に返済の有無に着目し、平成 22 年 3 月期までは正常債権として回収が可能であると判断しておりましたが、平成 22 年 3 月に今井氏より今後の返済が困難である旨の申し出を受け、回収懸念債権として貸倒引当金を設定しました。

しかしながら、本調査の過程において、③の契約については、⑦の契約時（平成 19 年 11 月）に実質的に期限延長がなされているほか、⑧及び⑨の契約についても、実質的に今井氏との契約であることから、これらの契約は、今井氏に対する追加の貸付ということになり、当該変更契約が締結された平成 20 年 1 月においても、同様の手続により契約を行っており当社は変更契約等の締結に当たり、全く回収可能性を検討していなかったとまでは言えないが、一般的に、当初の借入を返済する前に、借入を申入れているという事実は、回収可能性に重大な疑義を生じさせる事象であると認識すべきでありました。

さらに、⑦の変更契約に当たって、利率を引き下げる理由として、貸株が担保として預託するのみで売却予定がないことが記載されていることや、③の契約から 6 ヶ月が経過し、信用取引が一巡する時期であることを考慮すれば、少なくとも当初の貸株が確かに今井氏の口座に残っていることを確認すべきでありました。

そして、この時点で今井氏の財産状況を確認していれば、すでに貸株は売却されて損失に

充当されており、今井氏の財産が相当に毀損していた事実や、他にも借入金相当金額存在することを把握できたと考えられます。

従って、この後最初の決算期である平成 20 年 3 月期に、今井氏に対する債権は回収懸念債権であると判断することが妥当と考え、今井氏の財産状況や収入状況から回収可能額を合理的に見積り、貸倒引当金を設定する必要があったと認識します。

(2) 國分建一氏に対する貸付金取引

國分氏に対する貸付の会計処理につきましては、当社は平成 20 年 9 月まで回収実績があることから、平成 21 年 3 月期に回収懸念債権と判断し、全額に対して貸倒引当金を設定しています。

しかしながら、調査委員会の調査によると、この返済は國分氏が返済したものではなく、今井氏が支払ったものであることが判明しました。従って、國分氏は平成 20 年 3 月の時点で返済実績がないままに、平成 19 年 12 月貸付の貸付金について返済期限を迎えることとなり、この時点で、國分氏に対する債権を回収懸念債権として評価し、回収可能額を合理的に見積り、貸倒引当金を設定する必要があったと認識します。

この際、國分氏は不動産を所有しており、また公正証書を作成していることから、回収可能額の見積りについて、これらを考慮することも考えられますが、公正証書の取得では財産の保全が十分な状態ではないことから、不動産に対する強制執行による回収見込額を考慮しないことといたしました。

(3) コアグリッド投資事業組合への増資費用の払込

コアグリッド投資事業組合については、事実の検討の結果、当初の支払目的が増資の仲介という行為に対するものであり、また確約書が存在するため、その費用は増資の実行により実現するものと判断されたため、増資の実行前においては前渡金として計上されることは妥当と認識します。

また、当該前渡金に対しては、平成 20 年 3 月期に貸倒引当金が計上されているが、当社が返還請求の訴訟を提起したのが平成 20 年 2 月 26 日であり、また、それまでの期間も増資の実行への働きかけを行っていた事実も認められたことから、これ以前の時点で回収懸念債権としての認識は不要と考えます。

この点、当該コアグリッド投資事業組合による増資は西田氏の人脈を利用することを予定していたもので、その中心人物である西田氏が平成 19 年 10 月 12 日に逮捕されている事実があり、これは、増資の実行可能性が低くなったことを意味するが、当社の前渡金の返還については、4 名の連帯保証であり、また逮捕されたことにより財産が全て消失するわけではないので、西田氏の逮捕により回収懸念債権として評価する必要性はないと考えます。

従って、貸倒引当金の設定時期について修正は不要であると認識します。

(4) 財務諸表等への影響

① (1) 及び (2) の検討結果を踏まえて、今井氏及び國分氏への貸付に関し、貸倒引当金の計上時期についての訂正が必要であると認識します。両者への貸付ともに、当時の状況にたち返って回収可能見込み額を評価することは困難であり、平成 20 年 3 月期を起点として、それ以降四半期毎に、平成 22 年 3 月期までの間、それぞれの期末における貸付残高から、その後の回収実績を回収可能額の見積りとし、それを差し引いたものを貸倒引当金として計上する予定です。

訂正対象の不良債権については、平成 22 年 3 月期には全額について貸倒引当金計上が完了しており、訂正は、それらの貸倒引当金計上時期が不適切であり、引当時期を前倒しとすることとなるため、平成 23 年 3 月期の財務数値の訂正はありません。

② 平成 19 年 3 月期の EC 社経由での今井氏への貸株 2 件については、関連当事者取引の注記を訂正する予定です。

③今井氏に対する貸付取引⑫～⑭に関連して、平成23年2月22日に提出しました第5期(平成22年3月期)訂正報告書において、これらの貸付金のうち270百万円については、当社の関連当事者であるEC社に対する貸付金である旨を開示しております。現時点では、本取引に関する関連当事者取引の注記の訂正の必要性について再確認中であります。

5. 本件取引等の経営上の原因及び背景等

(1) 当社の契約に関する意思決定にかかる取締役会の運営と概要

貸付実行時の手続につきましては、平成19年3月以降の取締役は福村氏・今井氏のほか、永井・忍田の4名で構成されていましたが、取引についての基本的なフローは、今井氏が福村氏に借入をしたい旨及び金額や株式の数などについて両者が相談をして、永井・忍田に確認し、その後忍田氏が契約書を作成し、その後永井氏が社印を押印するというフローでありました。

この際、福村氏によれば、今井氏に対して両取締役にも合意を求め、合意が得られたら契約を締結してよいと指示していたとのことでありますが、永井・忍田は、福村氏の合意があるものと思い、回収方法や可能性を含めて意識しておらず、積極的に意思決定に関与した意識もありませんでした。

また、取締役会の開催の要否については、当該合意の内容に応じて必要であれば書面を合わせて作成し回覧する、あるいは、全員が一堂に会する場で説明があった場合には、その場で説明された内容を議事録として残したとのことで、いずれも忍田が作成していました。しかしながら、貸付について事業目的に対する合理性や回収可能性は議論しておらず、形式的に実施していたため、議事録等の作成が事後になることもあり、そのような場合が、議事録等の作成が行われていない取引の原因となっています。

このように、貸付の意思決定が流れ作業的に行われていたことから、本件取引等のうち、貸付に係る取引については、当該行為の経済上の合理性や回収可能性について、取締役会の議題として残されることもなく、特に永井・忍田がこの点を意識することはほとんどありませんでした。

(2) 訂正にいたる原因及び背景等

今回訂正が必要となる会計処理の内容は、貸付金及び貸株についての貸倒引当金を計上すべき時期の変更、及び関連当事者取引の注記であります。その直接的な原因は、貸付時の資金使途及び借手の資産状況の確認が不十分であったこと、及びその後の債権管理体制において、貸倒引当金の計上についてのルール化がなされていなかったことであります。また、利益相反取引の把握体制が不十分であったことであります。

また、背景となった事情につきましては、判断の基礎となる事実についての情報提供及び説明義務のあった役員が当該義務を怠ったこと、他の役員においては、適切な判断に必要な情報収集を行なうべきとの姿勢に欠けていたことでありますが、経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していなかったことが根本的な原因であります。

(3) 内部統制上の問題点

貸付が、会社の事業目的に照らして合理的であるかどうかの判断や、その回収可能性に関する判断について十分になされたことは窺えず、提案事項について、事実関係の十分な実態調査を行っていないことが表面的な原因であり、加えて、経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していないことが根本的な原因であると認識します。

また、本件取引等の特に今井氏・國分氏に対する貸付について、回収可能性を検討するために必要となる情報や、回収可能性を検討すべきと考えられる重要な状況の変化等の情報が

共有されていなかったと認識します。

(4) コンプライアンス上の問題

社内決裁規定の問題として、代表取締役の決裁事項の範囲が若干すぎたこと、社内手続履践の問題として、対象となった貸付取引の中には、必要とされている社内手続が履践されていない取引が散見されたこと、利益相反取引の問題として、今井氏を特別利害関係人として排除した上で取締役会において承認決議を経ることが必要であるものがあったこと、善管注意義務の問題として、貸付を行うに際して必要とされる情報の収集自体が十分にされているとは言い難いとの状況があったことを認識します。

6. 再発防止策等について

(1) 直接的な原因への対応

今回の会計処理の訂正の直接的な原因は、貸付時の資金使途及び借手の資産状況の確認が不十分であったこと、及びその後の債権管理体制において、貸倒引当金の計上についてのルール化がなされていなかったことであります。また、利益相反取引の把握体制が不十分であったことであります。

これらへの具体的な対応策等については、添付の「再発防止策等」に記載しておりますが、現在、貸倒引当金の計上時期につきまして、期中に延滞の開始、返済計画の変更等があった貸付債権については、回収可能性を個別に検討し貸倒引当金の設定等を行っておりますが、今後は、グループ共通の「貸付債権管理マニュアル」を作成し、その中で、回収可能性の評価方法や貸倒引当金設定のガイドラインを規定するものいたします。また、貸付等における間接的な関連当事者取引を把握するために、貸付後に借手から、実際の資金使途を記載した確認書を徴求するものいたします。

(2) 現在までの再発防止策等について

上記のとおり、経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していなかったことが今回の訂正等の根本的な原因であると認識しております。

当社は、平成 22 年 4 月 22 日付けで第三者調査委員会（平成 22 年 1 月 22 日設置）が提出した「コーポレート・ガバナンスに関する調査報告書（中間報告）」における再発防止に関する提言を含めた改善報告書を平成 22 年 5 月 26 日付けで東証に提出し、当該改善報告書に記載された改善策を順次推進し、平成 22 年 12 月 10 日付けで改善状況報告書を提出いたしました。

しかしながら、当社役員は法的知識が不十分であり、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに関する意識が希薄であったとの認識を踏まえ、会社の存在意義と使命、会社に係る多数の利害関係人の利益保護、上場会社の役員としての職責の重さ等を改めて自覚し個々のコーポレート・ガバナンス上の課題に継続して取り組み、再発防止策のさらなる推進に取り組む所存であります。

7. 今後のスケジュール等

(1) 本日「平成 24 年 3 月期 決算短信」を開示いたしました。

現在、過年度の決算短信及び有価証券報告書等の訂正作業を進めており、その開示の時期は確定しておりませんが、当該訂正により、平成 23 年 3 月期の財務数値に訂正はなく、重大な変更は生じません。また、平成 24 年 3 月期についても同様であります。この状況を含め、監査法人の了解を得て、「平成 24 年 3 月期 決算短信」を開示するものであります。

(2) 過年度の決算短信及び有価証券報告書等の訂正に関する監査につきましては、当該訂正が生じる期間に当社の監査人ではなかった、現任の KDA 監査法人が担当する予定となっており、該当期間についての全面的な監査が必要となるため、作業に時間を要するものと考えて

おり、平成 24 年 3 月期の有価証券報告書と併せて、監査法人の監査が終了次第速やかに開示いたします。

II. 旧代表取締役に対する損害賠償請求等について

当社は、本日開催の取締役会において、旧代表取締役に対する損害賠償請求を行わないこと及び担保の解除について決議いたしました。

1. 経緯

当社は、平成 22 年 12 月 9 日付開示の「平成 22 年 1 月 22 日設置の第三者調査委員会の調査報告書の受領及び平成 22 年 8 月 17 日設置の第三者調査委員会の調査報告書受領時期についてのお知らせ」にて、刑事事件として起訴された事実を重く受けとめ、商法違反（特別背任罪）により起訴されていた 2 件につきまして、旧代表取締役福村に対し、損害賠償請求等の法的手段をとる予定である旨をお知らせいたしました。その後、平成 23 年 11 月 30 日付け「旧代表取締役に対する損害賠償請求等の検討に関するお知らせ」にて、東京地方裁判所において、上記の件に関し、無罪の第一審判決が下されましたことを踏まえ、判決文の精査等を行い、損害賠償請求等の法的手段をとるべきかどうかを含めた今後の対応を検討する旨をお知らせいたしました。

2. 損害賠償請求を行わない理由

外部の弁護士の検討結果を踏まえた、当社の見解は以下のとおりであります。

刑事事件の判決文によれば、取締役の任務違背については、少なくとも、経営が危機に瀕し増資による資金調達が困難な会社において（当社はそのような会社であったと認められる。）、新株譲受人が集まらず、受託者側の資金で新株を譲り受けて増資を成功に導いた場合、これをコンサルティング契約に基づく成果と見なして報酬発生の根拠とすることは、受託者側のリスク等も考慮すれば、契約自由の範疇に収まるものと考えられるとの結論であった。

また、本判決は、「チーム福村」がコンサルティング契約に基づく業務を行い、当社の増資を成功に導いたものであって、コンサルティング契約は、実態のない仮装契約などではなく、コンサルティング報酬は、コンサルティング業務の対価として支払われたものであって無用な支出とはいえない、したがって、当社に財産上の損害はないと判断したものとと言えます。

刑事事件において検察官は、本判決の控訴を断念し、第 1 審の本判決がそのまま確定しました。また、本事件は、旧代表取締役の行為時から約 4 年後に起訴され、起訴から約 1 年をかけて公判前整理手続により争点と証拠の整理が行われ、公判廷では多数人の証人が出頭し、起訴から判決まで約 2 年をかけたという事案であり、国家権力による証拠収集と検察官による十分な証拠評価と提出がなされたものと考えられます。そうすると、仮に、当社が旧代表取締役に対し、エクイティ・ファイナンスに対する報酬支払による損害賠償請求訴訟を提起したとしても、新証拠の収集と提出は、およそ期待できないと考えられます。

そして、刑事事件での構成要件事実の認定では厳格な証明が求められるが、民事での証明の程度は、刑事事件より若干緩和されるところ、先に見たとおり、本判決には曖昧な点を被告人である福村氏に有利に判断したというより、証拠に基づき積極的かつ具体的に事実認定したものであって、民事上は証明の程度が若干緩和されるところとして、本判決と異なる判断がなされる可能性は極めて低いものと考えます。また、損害賠償請求訴訟を提起する場合に、必要とされる多額の弁護士費用及びそのために消費される時間を考慮すると、損害賠償請求をすべきでないとの結論にいたりました。

3. 担保の解除について

平成 21 年 10 月 15 日付け「(訂正) 支払手数料返還金の返還にともなう「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」」にて、お知らせしましたとおり、当社が旧代表取締役に戻した支払手数料返還金を返還金について、後日、当社に対する損害賠償債務があったのではないかと指摘ないし可能性があり得ることから、当社の返還の妥当性を高めるために、当社は旧代表取締役より同氏の保有する不動産及び当社株式(2,440 万株)の担保提供を受けておりました。損害賠償請求をしないことを受けて、本担保の解除をすることといたします。

(参考) 平成 24 年 5 月 21 日 「社内調査委員会の調査報告書受領についてのお知らせ」
平成 23 年 11 月 30 日 「旧代表取締役に対する損害賠償請求等の検討に関するお知らせ」
平成 21 年 10 月 15 日 「(訂正) 支払手数料返還金の返還にともなう「特別利益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」」

添付資料「再発防止策等」

以上

原因・事情等	再発防止策	No	具体策	内容	実施済	記載箇所	運用状況
貸付時の資金使途及び借手の資産状況の確認が不十分	取引・契約の管理及び監視の仕組と機能のルール化、与信管理の強化	①	原則として子会社以外への貸付を行わないこととした		○	改善状況報告書 P. 16	
		②	例外として第三者へ貸付をした場合	経営企画室で信用調査を十分に 行い、担保の提供を求め、当社の取締役会で承認を得ることとしている。	○	改善状況報告書 P. 16	社員2名に対する貸付金が発生しているが、いずれも取締役会での承認を得ており、連帯保証人を立ててもらっている。
		③	子会社への貸付に関して、「マニュアル」により貸付を実行する際のルールを明確にし、貸付金額の決裁基準を見直した。	子会社への貸付を実行する際には、経営企画室長は子会社に対し、借入金申請書・返済計画表・子会社取締役会議事録もしくは子会社に稟議書を提出させ、借入金額や資金使途、返済計画について説明を求める。そして、経営企画室長は申請が妥当であると判断すれば「決裁基準」に則し、稟議書を回覧し、代表取締役の決裁を得て貸付を実行、もしくは取締役会に決議事項として上記3点を提出し、取締役会の承認を得て貸付を実行する。	○	改善状況報告書 P. 16	決裁基準及び「マニュアル」どおり運用している。
債権管理体制の不備		④	経営企画室に「与信管理担当者」を新たに配置し、子会社のうち重点的に債権管理が必要な5社に「与信管理責任者」を新たに配置した。	貸付金に関し、取引先、貸付先の属性を含めた信用調査を行い、継続的にモニタリング・分析を行うことにより契約及び取引の管理体制を強化する。	○	改善状況報告書 P. 14	与信管理担当者は、返済計画表通り入金されているかどうかを経理担当者が入金口座残高により作成した貸付管理台帳と照合し、その結果を一覧表にて経営企画室長に入金状況を報告している。
		⑤	「債権管理規程」を改定	子会社等の債権一覧、滞留している債権一覧及び関係会社が保有する滞留債権の一覧について毎月、経営企画室長に報告し、現状を把握する。一部滞留債権においては具体的な回収計画を立てる。	○	【平成23年3月7日現在実施】	子会社の滞留債権については、売買基本取引契約書や支払状況などを整理し、配達証明付内容証明による支払通知を行うなど、債権回収を進めている。
		⑥	与信管理を内部統制に組み込む	与信管理を「財務報告に係る内部統制」のプロセスの一つに組み込む。	○	改善状況報告書 P. 17	「与信管理の内部統制」に係る「業務フロー」「業務記述書」「リスクコントロールマトリクス」を作成し、運用・評価を実施している。
		⑦	貸付債権管理マニュアルの制定	グループ共通の貸付債権管理マニュアルを制定し、回収可能性の評価や貸倒引当金設定のガイドラインを設ける。	×	平成24年6月末実施予定	-
関連当事者取引把握体制が不十分	適時開示体制の強化、関連当事者取引の把握体制の強化	⑧	「適時情報開示マニュアル」を作成	当社各部署または重要な子会社8社の情報取扱責任者から経営企画室へ報告が行われ、開示担当者または開示補助者が「東証」の開示基準等に照らし、開示の必要性の有無を情報管理責任者へ報告し、情報管理責任者または取締役会の承認により開示を行い、開示補助者が開示資料及び当該根拠資料の保管を行う等一元的に管理する。	○	改善状況報告書 P. 23	適時開示情報の決定時及び発生時に適時開示情報報告書により当社経営企画室に報告されている。また、実効性及び網羅性を確保する為の「月度適時開示等に係る確認書」につきましても毎月、作成及び提出がされている。
		⑨	「関連当事者把握のためのマニュアル」を作成	関連当事者取引の把握から開示にかかる業務フロー」に従い、関連当事者情報(関連当事者との取引)注記の作成を行う。	○	改善状況報告書 P. 32	平成23年3月期の第3四半期より「関連当事者把握のためのマニュアル」に則って関連当事者取引について把握を行っております。(開示は、本決算のみ)
		⑩	貸付後の確認書の徴求	資金の貸付等に当たっては、貸付後に借手から実際の資金使途を記載した確認書の提出を求める。	×	平成24年5月末実施予定	確認書の徴求及び経理部門への提出について、与信管理マニュアルに追加するものとする。
		⑪	確認書の経理部門への提出	上記確認書を経理部門へ提出する。	×	平成24年5月末実施予定	関連当事者取引の把握から開示にかかる業務フローに確認書のチェックを追加するものとする。
利益相反取引の把握体制が不十分	利益相反取引の把握	⑫	⑧⑨⑩⑪⑮と同様。	-	-	-	-
判断の基礎となる事実についての情報提供及び説明義務のあった役員が当該義務を怠ったこと	・意思決定に関わる役員会のガバナンスの改善のための取締役・監査役の意識・知識の質的向上及び取締役会・監査役会の活性化 ・コンプライアンス委員会の機能化	⑬	取締役会の活性化については、取締役会チェック・リストを作成し、活性化の度合いが分かるようにする。	内容については、説明の十分性、資料の十分性、調査・検討の十分性、審議状況を反映させたものとした。	○	改善状況報告書 P. 35	取締役会においては、各議案の具体的な項目を評価されることから、必要十分な審議が行われなければ、再審議となるため、審議を軽んじる可能性に対する抑止効果となっている。
		⑭	監査役会の活性化については、監査役会チェック・リストを作成し、活性化の度合いが分かるようにする。	内容については、開催状況、職務の履行状況、取締役の監視、審議状況等を反映させたものとした。	○	改善状況報告書 P. 35	監査役会においては、月々の監査業務に関し、自ら評価することによって業務内容のレビューともなり、より系統だった監査業務の遂行に役立っている。
		⑮	役員の職務上の義務等を含めた知識については、今後社外の講師等を招聘して、レクチャー及び勉強会を実施する等の方法により、役員の意識向上の徹底を図って行く。	具体的には、企業倫理、取締役及び取締役会の役割、責任と権限及び法的枠組等について実施します。また、講師には、監査法人、顧問弁護士事務所、その他外部の専門家等から適切な人材を招聘する。また、関連当事者取引についての説明も行なっている。	○	改善状況報告書 P. 12	実施日(平成22年7月より実施) (平成22年7月30日)(平成22年9月1日) (平成22年9月29日)(平成22年10月28日) (平成22年11月26日)(平成23年1月31日) (平成23年2月28日)(平成23年3月31日) (平成23年4月28日)(平成23年5月30日) (平成23年7月28日)(平成23年9月29日) (平成23年11月22日)(平成24年1月31日) (平成24年2月29日)(平成24年3月29日)
		⑯	経営企画室に、「コンプライアンスマネージャ」を配置し、コンプライアンス委員会の事務局として機能するとともに、コンプライアンス上重要と考えられる子会社8社に「コンプライアンス担当責任者」を配置した。	当社コンプライアンス担当役員を議長とする「コンプライアンス委員会」を平成22年7月6日付で立ち上げ、各種法令ならびに規程に則った、公平かつ公正なコンプライアンス経営の実現を目指す体制とした。	○	改善状況報告書 P. 18	平成22年9月より毎月1回実施している。